

○ 新計画の主な内容

■ 医療圏域等の設定

(1) 2次保健医療圏域の設定（前計画から変更せず）

①入院医療提供体制のまとまり、②中核となる医療機関の確保、③住民の生活圏等を考慮した結果、前回改定時と比べ大きな変化はないことから、現行圏域を維持する。

(2) 疾病・事業ごとの圏域設定

疾病・事業毎の状況に応じた柔軟な圏域設定を行う。

(3) 基準病床の改定

基準病床数については、令和3年4月に見直しを実施していること、及び国の算定の考え方に鑑み、今回見直すかどうかも含め検討する。

○ 計画の位置づけ

- ① 医療法第30条の4の規定に基づく医療計画
- ② 県民、市町、保健・医療機関、関係団体がそれぞれ取り組むべき保健・医療分野のガイドライン
- ③ 「兵庫県老人福祉計画」、「兵庫県障害福祉実施計画」、「兵庫県健康づくり推進実施計画」、「兵庫県がん対策推進計画」、「兵庫県循環器病対策推進計画」等と整合

○ 計画期間

2024年度(R6)～2029年度(R11)の6年間

■ 地域医療構想

2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。（前計画から変更なし）

■ 医師確保計画・外来医療計画の改定

医師確保方針や外来医療提供体制の確保に係る各計画をそれぞれ改定

■ 5疾病6事業及び在宅医療の医療連携体制

① がん	○がんの予防、早期発見の推進 ○医療体制の充実 ○がん患者を支える社会の構築	⑦ 災害医療	○DMAT等の位置づけの明確化 ○他職種連携 ○災害拠点病院等の体制整備 ○止水対策を含む浸水対策
② 脳卒中	○予防や正しい知識の普及啓発 ○保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 ○感染拡大時、災害時等における医療体制の整備 ※（循環器病対策として心血管疾患と一体的に実行）	⑧ 新興感染症（新規項目）	○発生・まん延時の医療提供の体制確保 ○感染症対策物資等の確保 ○感染症対応を行う人材の育成
③ 心血管疾患	○予防や正しい知識の普及啓発 ○保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 ○感染拡大時、災害時等における医療体制の整備 ※（循環器病対策として脳卒中と一体的に実行）	⑨ へき地医療	○医師の確保対策 ○遠隔医療の活用 ○へき地医療拠点病院の充実
④ 糖尿病	○医療連携体制の構築 ○予防と医療の連携推進 ○重症化予防の取組みの推進	⑩ 周産期医療	○周産期医療協議会の充実 ○ハイリスク妊産婦への対応
⑤ 精神疾患	○医療提供体制の充実 ○医療、福祉、介護などの連携体制整備	⑪ 小児医療	○小児医療機能の役割明確化 ○小児医療協議会の充実化 ○保健・教育・福祉との連携 ○#8000の推進
⑥ 救急医療	○救急医療機関の役割明確化 ○居宅・介護施設の高齢者の救急医療 ○ドクターヘリ・ドクターカーの活用体制構築 ○新興感染症の発生・まん延時における救急医療体制構築	⑫ 在宅医療	○医療・介護連携の充実 ○在宅医療・介護に係る情報共有の強化 ○地域リハビリテーションの推進

※ 下線項目は、新計画で新たに加える要素